

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：道路交通法

根 抱 条 項：第107条の5第1項

処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等）

道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）

処 分 基 準：

病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。

点数制度等により6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。

問い合わせ先：交通部運転免許課安全運転相談係 （電話 0744-22-5542）

交通部運転免許課行政処分第一係 （電話 0744-22-5524）

備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：道路交通法

根 抱 条 項：第107条の5第2項

処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）

道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）

処 分 基 準：

自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。

問い合わせ先：交通部運転免許課免許第一係 （電話 0744-22-5541）
交通部運転免許課行政処分第一係 （電話 0744-22-5524）

備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：道路交通法

根 抱 条 項：第107条の5第9項

処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項及び第2項（自動車等の運転禁止等）

道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条（自動車等の運転の禁止の基準）

処 分 基 準：

病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。

点数制度等により6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。

問い合わせ先：交通部運転免許課安全運転相談係（電話 0744-22-5542）

交通部運転免許課行政処分第一係（電話 0744-22-5524）

備 考：